

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

号 外 (一) 平 成 二 十 四 年 六 月 十 五 日

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中、「都市建設部及びぎふ清流国体推進局にあつては、二人」を「及び都市建設部にあつては二人、ぎふ清流国体推進局にあつては三人」に改め、同条第二項中「及びぎふ清流国体推進局に置かれる次長のうち一人」を「に置かれる次長のうち一人及びぎふ清流国体推進局に置かれる次長のうち二人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (ときは翌日)

平成二十四年六月十五日

平成二十四年六月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社